

大阪府後期高齢者医療懇談会傍聴要領

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、所定の受付において、氏名及び住所を記載し、懇談会の会長の許可を得た上で、係員の指示に従い、会場に入場してください。

傍聴の申込手続は先着順で行うので、定員になり次第、申込手続を終了します。

2 傍聴の定員

傍聴の定員は30人です。

ただし、会場の規模等により、会長の許可により、定員を超えて傍聴を認める場合があります。

3 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 公然と意見を表明する等、会議を妨害しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- (3) 喫煙、飲食をしないこと。
- (4) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

4 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。